

## 令和 4 年第 2 回定例会

# 保健福祉医療委員会資料

### 〔諸般の報告事項〕

- 1 令和 3 年度災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策  
の実施状況及び成果に関する報告書について・・・・・・・・・・ 2
  
- 2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分) の実施について・・・・・・・・・・ 4

令和 4 年 6 月 1 4 日

福 祉 部

1 令和3年度 災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況  
及び成果に関する報告書について

福祉部福祉政策課

1 報告の根拠

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例 第13条第1項

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

2 報告の対象

令和3年度の災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

令和3年度 災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項(第7条～第12条及び第14条)ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの

・事業名等/担当課名/最終予算額/事業概要/実施状況/成果

(3) 条項ごとの事業数等

17事業(延べ19事業:再掲含む)

条 項	規 定 内 容	延べ事業数(うち再掲数)
第7条	事業者の協力	1
第8条	相互の連携強化	1
第9条	人材の育成及び確保	5
第10条	被災者の支援の迅速かつ適切な実施	6 (1)
第11条	県外における災害ボランティア活動に対する支援	1
第12条	普及啓発	3 (1)
第14条	推進体制の整備等	2
合 計		19 (2)

## 4 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 人材の育成及び確保 (第9条)

- ・ 災害V C (ボランティアセンター) の設置・運営に係る人材の育成

災害時に災害V Cを円滑に設置・運営できる人材を育成

- ◎ 災害V C設置・運営訓練の実施：下妻市にて開催 (参加者 55人)
- ◎ 災害初動期対応チーム(※)の育成：チーム員数 90人 (R3末時点)  
※被災地社協に派遣し災害V Cの設置・運営の支援などを行う。

### (2) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施 (第10条)

- ・ 災害ボランティア登録制度の整備

平時から予め災害ボランティアを登録する制度を導入し運用

- ◎ 茨城県災害ボランティア登録の導入：R3登録者数 338人

- ・ 災害V Cの運営を効率化するシステムの構築

「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングを円滑にするシステムの構築により災害V Cの運営を効率化

- ◎ 「いばらき型災害V C運営支援システム (I V O S)」の構築
- ◎ I V O S操作研修の実施：県内4箇所で開催  
※研修は災害V Cの運営主体となる市町村社会福祉協議会の職員が主な対象

### (3) 普及啓発 (第12条)

- ・ インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供

本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境を整備

- ◎ 特設サイト「災ボラSTANDBY (スタンバイ)」の開設
- ◎ 県ホームページにおける各種情報発信

### (4) 推進体制の整備等 (第14条)

- ・ 県災害ボランティア活動支援基金の設置

基金特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用等により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

- ◎ R3寄附総額：19,597千円 (法人13,403千円、個人6,194千円)  
寄附件数：301件 (法人27件、個人274件)

2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）  
の実施について

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

項目	内容
1 予算額	153,726千円 [予備費]
2 現況・課題	<p>低所得の子育て世帯は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、食費等の物価高騰等にも直面している。</p> <p>特に、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に対しての支援は急務となっている。</p>
3 必要性・ねらい	<p>国が「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のうち、6月までの支給を求められているひとり親世帯分を速やかに対象者（町村部）に支給する必要がある。</p>
4 事業の内容	<p><b>【給付金制度の概要】</b></p> <p>(1) 給付額 児童1人あたり一律5万円</p> <p>(2) 対象者 以下のいずれかに該当する低所得のひとり親家庭</p> <p>① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者</p> <p>② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない者</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者</p> <p>※ 県内児童扶養手当受給者数(令和4年3月末現在) 市:17,978人、町村:1,766人、合計:19,744人</p> <p>(3) 支給時期</p> <p>①の対象者 : 6月末までに支給（申請不要）</p> <p>②、③の対象者 : 6月以降順次支給（要申請）</p> <p><b>【予算額】</b> 153,726千円 内訳：給付金151,000千円、事務費2,726千円 *県では町村分を予算化。市分は各市で予算化。</p> <p><b>【財源】</b> 令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国10/10）</p>
5 参考事項	<p>○過去の給付金の支給状況(児童扶養手当受給者等に対する支給)</p> <p>令和2年8月、12月：1世帯あたり5万円 (第2子以降児童1人あたり3万円加算)</p> <p>令和3年4月：児童1人あたり5万円</p> <p>令和4年3月：児童1人あたり5万円（県独自事業）</p>



# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）



【予算額（予備費） 154百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課  
青少年・母子福祉G（029-301-2183）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、物価の高騰による支出の増加等の影響を勘案し、特別給付金（児童1人あたり5万円）を支給します。

## 1 対象者

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方（要申請）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方（要申請）

## 2 給付額

児童1人当たり一律5万円

## 3 実施主体

県(町村部居住者)  
市(市部居住者)

## 4 給付時期

対象者① 6月末までに支給  
対象者②・③ 6月以降支給

## 5 財源

令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（給付金・事務費とも）

令和 4 年第 2 回定例会  
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 第 81 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・ 2
  
- 第 87 号議案  
民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5

令和 4 年 6 月 1 4 日  
福 祉 部

## 第 81 号議案

### 令和 4 年度 茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

#### ○ 一般会計補正予算（福祉部分）

##### 【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	1,802,117	1,802,117	(-)

##### 【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
5 保健福祉費	300,063,985	1,802,117	301,866,102
1 厚生総務費	113,223,913	1,802,117	115,026,030

#### ○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

- ・ 介護施設等感染拡大防止事業（第 2 号） 1,802,117 千円

## 主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護施設等感染拡大防止事業														
1 予 算 額	1, 8 0 2, 1 1 7 千円														
2 現況・課題	<p>介護サービスは、利用者やその家族等を支えるために必要不可欠なものであることから、感染症対策を継続して行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の流行によって感染者が急増したことで、施設内療養者数が大幅に増え、さらに国の補助制度が拡充されたことから、事業の予算を拡充する必要がある。</p>														
3 必要性・ねらい	感染症対策を継続して行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するため費用、また、施設内療養者に必要な経費について支援する。														
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>〔事業概要〕</p> <p>1 サービス継続に係るかかり増し経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">補 助 先</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者・濃厚接触者が発生した施設等</li> <li>・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助対象</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等</li> <li>・衛生用品の購入費用等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助基準額</td> <td style="padding: 5px;">                     施設種別ごとに設定  <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス 1 事業所あたり 462 千円</li> <li>・特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員 等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>2 施設内療養費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">補 助 先</td> <td style="padding: 5px;">施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補 助 額</td> <td style="padding: 5px;">                     施設内療養者一人あたり 15 万円                      ※ クラスタ発生施設では、さらに 15 万円上乗せ                      (7 月末まで)                 </td> </tr> </table>	補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者・濃厚接触者が発生した施設等</li> <li>・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業</li> </ul>	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等</li> <li>・衛生用品の購入費用等</li> </ul>	補助基準額	施設種別ごとに設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス 1 事業所あたり 462 千円</li> <li>・特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員 等</li> </ul>	補 助 先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）	補 助 額	施設内療養者一人あたり 15 万円 ※ クラスタ発生施設では、さらに 15 万円上乗せ (7 月末まで)				
補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者・濃厚接触者が発生した施設等</li> <li>・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業</li> </ul>														
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等</li> <li>・衛生用品の購入費用等</li> </ul>														
補助基準額	施設種別ごとに設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス 1 事業所あたり 462 千円</li> <li>・特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員 等</li> </ul>														
補 助 先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）														
補 助 額	施設内療養者一人あたり 15 万円 ※ クラスタ発生施設では、さらに 15 万円上乗せ (7 月末まで)														
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>&lt;令和4年2月～4月の感染状況&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">感染発生施設数</td> <td style="text-align: right;">245 施設</td> </tr> <tr> <td>うちクラスター発生施設数</td> <td style="text-align: right;">79 施設</td> </tr> <tr> <td>感染者数</td> <td style="text-align: right;">2,204 人</td> </tr> <tr> <td>うち施設内療養者数</td> <td style="text-align: right;">1,279 人</td> </tr> </table> <p>&lt;令和3年度補助実績&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">補助額</td> <td style="text-align: right;">69,112 千円</td> </tr> <tr> <td>補助施設数</td> <td style="text-align: right;">84 施設</td> </tr> <tr> <td>施設内療養者数</td> <td style="text-align: right;">52 人</td> </tr> </table>	感染発生施設数	245 施設	うちクラスター発生施設数	79 施設	感染者数	2,204 人	うち施設内療養者数	1,279 人	補助額	69,112 千円	補助施設数	84 施設	施設内療養者数	52 人
感染発生施設数	245 施設														
うちクラスター発生施設数	79 施設														
感染者数	2,204 人														
うち施設内療養者数	1,279 人														
補助額	69,112 千円														
補助施設数	84 施設														
施設内療養者数	52 人														



【R4.6月補正予算額 1,802百万円】

福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査G (029-301-3343)

感染者、濃厚接触者が発生した介護施設等に対し、サービスを継続するためのかかり増し経費や、医療機関の負担軽減を図るための施設内療養費用を支援します。

感染者等が発生した介護施設等に対し、サービス継続に係るかかり増し経費及び施設内療養費を支援

- ・補助先：感染者・濃厚接触者が発生した施設及び施設内療養を行った入所施設等
- ・補助対象：①消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ②衛生用品の購入費用等  
③施設内療養に要する費用（1名につき15万円）等

事業予算を拡充 1,802百万円

①オミクロン株流行による感染者急増に伴う施設等への補助増（1,588百万円）

②国の補助制度拡充（214百万円）

- ・1日あたりの施設内療養者数が小規模施設（定員29人以下）で2名以上、大規模施設（定員30人以上）で5名以上となる場合、療養者1名につき1万円/日を追加補助（上記と合わせて最大30万円）
- ・限度額：小規模施設…200万円、大規模施設…500万円
- ・期間：R4.7月末日まで



「民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の概要

福祉部 福祉政策課

項目	内 容																																																																																				
1 改正の理由	民生委員法第 4 条第 1 項の規定に基づき、市町村の区域ごとに厚生労働大臣の定める基準を参酌して定める民生委員の定数を見直すため、所要の改正を行うもの【一部改正】																																																																																				
2 改正の目的	民生委員の現任期満了に伴う一斉改選を契機として、各市町村の意見を聴取し、人口、面積、世帯構成等、当該地域の実状を踏まえ、14市3町2村の定数を見直す。																																																																																				
3 背景・必要性	民生委員の定数について、人口動態や世帯数、地域実状の変化に応じ、所要の改正を行う必要がある。																																																																																				
4 内 容	<p>3年ごとの民生委員の一斉改選に伴う定数の見直しにより、14市3町2村の定数を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土浦市</td><td>239</td><td>240</td><td>△1</td></tr> <tr><td>古河市</td><td>225</td><td>228</td><td>△3</td></tr> <tr><td>結城市</td><td>98</td><td>93</td><td>+5</td></tr> <tr><td>常陸太田市</td><td>141</td><td>139</td><td>+2</td></tr> <tr><td>北茨城市</td><td>94</td><td>92</td><td>+2</td></tr> <tr><td>取手市</td><td>191</td><td>189</td><td>+2</td></tr> <tr><td>つくば市</td><td>285</td><td>271</td><td>+14</td></tr> <tr><td>ひたちなか市</td><td>245</td><td>246</td><td>△1</td></tr> <tr><td>鹿嶋市</td><td>97</td><td>98</td><td>△1</td></tr> <tr><td>守谷市</td><td>96</td><td>95</td><td>+1</td></tr> <tr><td>常陸大宮市</td><td>140</td><td>139</td><td>+1</td></tr> <tr><td>筑西市</td><td>216</td><td>218</td><td>△2</td></tr> <tr><td>稲敷市</td><td>108</td><td>107</td><td>+1</td></tr> <tr><td>小美玉市</td><td>88</td><td>89</td><td>△1</td></tr> <tr><td>茨城町</td><td>62</td><td>61</td><td>+1</td></tr> <tr><td>東海村</td><td>62</td><td>65</td><td>△3</td></tr> <tr><td>美浦村</td><td>29</td><td>28</td><td>+1</td></tr> <tr><td>河内町</td><td>23</td><td>24</td><td>△1</td></tr> <tr><td>境町</td><td>48</td><td>47</td><td>+1</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,487</td><td>2,469</td><td>+18</td></tr> </tbody> </table>	市町村	改正後	現行	増減	土浦市	239	240	△1	古河市	225	228	△3	結城市	98	93	+5	常陸太田市	141	139	+2	北茨城市	94	92	+2	取手市	191	189	+2	つくば市	285	271	+14	ひたちなか市	245	246	△1	鹿嶋市	97	98	△1	守谷市	96	95	+1	常陸大宮市	140	139	+1	筑西市	216	218	△2	稲敷市	108	107	+1	小美玉市	88	89	△1	茨城町	62	61	+1	東海村	62	65	△3	美浦村	29	28	+1	河内町	23	24	△1	境町	48	47	+1	計	2,487	2,469	+18
市町村	改正後	現行	増減																																																																																		
土浦市	239	240	△1																																																																																		
古河市	225	228	△3																																																																																		
結城市	98	93	+5																																																																																		
常陸太田市	141	139	+2																																																																																		
北茨城市	94	92	+2																																																																																		
取手市	191	189	+2																																																																																		
つくば市	285	271	+14																																																																																		
ひたちなか市	245	246	△1																																																																																		
鹿嶋市	97	98	△1																																																																																		
守谷市	96	95	+1																																																																																		
常陸大宮市	140	139	+1																																																																																		
筑西市	216	218	△2																																																																																		
稲敷市	108	107	+1																																																																																		
小美玉市	88	89	△1																																																																																		
茨城町	62	61	+1																																																																																		
東海村	62	65	△3																																																																																		
美浦村	29	28	+1																																																																																		
河内町	23	24	△1																																																																																		
境町	48	47	+1																																																																																		
計	2,487	2,469	+18																																																																																		
5 効果・影響	地域の実状を的確にとらえ、住民に対するサービスを適切に行うために必要な民生委員の定数を定める。																																																																																				
6 施行日	令和 4 年 1 2 月 1 日																																																																																				
7 参考事項	<p>①民生委員の委嘱権者等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱権者：厚生労働大臣</li> <li>※県知事は、各市町村に置かれる民生委員推薦会から推薦を受けた候補者について、県社会福祉審議会の諮問を経て、厚生労働大臣へ推薦する。</li> <li>・任期 3年</li> <li>・定数（水戸市を除く県全体）：現行 4,858 人→改正後 4,876 人</li> </ul> <p>②今後の定数の見直し時期について</p> <p>地域の実状を適時・適切に民生委員の定数に反映させるため、定数の見直しを毎年行う。</p>																																																																																				

民生委員の定数を定める条例新旧対照表

改正案	現行																																																				
<p style="text-align: center;">○民生委員の定数を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 26 日 茨城県条例第 15 号</p> <p>民生委員の定数を定める条例を公布する。</p> <p style="text-align: center;">民生委員の定数を定める条例</p> <p>民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)第 4 条第 1 項の条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日立市</td><td style="text-align: right;">355</td></tr> <tr><td>土浦市</td><td style="text-align: right;"><u>239</u></td></tr> <tr><td>古河市</td><td style="text-align: right;"><u>225</u></td></tr> <tr><td>石岡市</td><td style="text-align: right;">163</td></tr> <tr><td>結城市</td><td style="text-align: right;"><u>98</u></td></tr> <tr><td>竜ヶ崎市</td><td style="text-align: right;">118</td></tr> <tr><td>下妻市</td><td style="text-align: right;">82</td></tr> <tr><td>常総市</td><td style="text-align: right;">106</td></tr> <tr><td>常陸太田市</td><td style="text-align: right;"><u>141</u></td></tr> <tr><td>高萩市</td><td style="text-align: right;">59</td></tr> <tr><td>北茨城市</td><td style="text-align: right;"><u>94</u></td></tr> <tr><td>笠間市</td><td style="text-align: right;">151</td></tr> </tbody> </table>	市町村	定数(人)	日立市	355	土浦市	<u>239</u>	古河市	<u>225</u>	石岡市	163	結城市	<u>98</u>	竜ヶ崎市	118	下妻市	82	常総市	106	常陸太田市	<u>141</u>	高萩市	59	北茨城市	<u>94</u>	笠間市	151	<p style="text-align: center;">○民生委員の定数を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 26 日 茨城県条例第 15 号</p> <p>民生委員の定数を定める条例を公布する。</p> <p style="text-align: center;">民生委員の定数を定める条例</p> <p>民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)第 4 条第 1 項の条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日立市</td><td style="text-align: right;">355</td></tr> <tr><td>土浦市</td><td style="text-align: right;"><u>240</u></td></tr> <tr><td>古河市</td><td style="text-align: right;"><u>228</u></td></tr> <tr><td>石岡市</td><td style="text-align: right;">163</td></tr> <tr><td>結城市</td><td style="text-align: right;"><u>93</u></td></tr> <tr><td>竜ヶ崎市</td><td style="text-align: right;">118</td></tr> <tr><td>下妻市</td><td style="text-align: right;">82</td></tr> <tr><td>常総市</td><td style="text-align: right;">106</td></tr> <tr><td>常陸太田市</td><td style="text-align: right;"><u>139</u></td></tr> <tr><td>高萩市</td><td style="text-align: right;">59</td></tr> <tr><td>北茨城市</td><td style="text-align: right;"><u>92</u></td></tr> <tr><td>笠間市</td><td style="text-align: right;">151</td></tr> </tbody> </table>	市町村	定数(人)	日立市	355	土浦市	<u>240</u>	古河市	<u>228</u>	石岡市	163	結城市	<u>93</u>	竜ヶ崎市	118	下妻市	82	常総市	106	常陸太田市	<u>139</u>	高萩市	59	北茨城市	<u>92</u>	笠間市	151
市町村	定数(人)																																																				
日立市	355																																																				
土浦市	<u>239</u>																																																				
古河市	<u>225</u>																																																				
石岡市	163																																																				
結城市	<u>98</u>																																																				
竜ヶ崎市	118																																																				
下妻市	82																																																				
常総市	106																																																				
常陸太田市	<u>141</u>																																																				
高萩市	59																																																				
北茨城市	<u>94</u>																																																				
笠間市	151																																																				
市町村	定数(人)																																																				
日立市	355																																																				
土浦市	<u>240</u>																																																				
古河市	<u>228</u>																																																				
石岡市	163																																																				
結城市	<u>93</u>																																																				
竜ヶ崎市	118																																																				
下妻市	82																																																				
常総市	106																																																				
常陸太田市	<u>139</u>																																																				
高萩市	59																																																				
北茨城市	<u>92</u>																																																				
笠間市	151																																																				

取手市	<u>191</u>
牛久市	123
つくば市	<u>285</u>
ひたちなか市	<u>245</u>
鹿嶋市	<u>97</u>
潮来市	72
守谷市	<u>96</u>
常陸大宮市	<u>140</u>
那珂市	105
筑西市	<u>216</u>
坂東市	89
稲敷市	<u>108</u>
かすみがうら市	87
桜川市	100
神栖市	133
行方市	91
銚田市	111
つくばみらい市	78
小美玉市	<u>88</u>
茨城町	<u>62</u>
大洗町	39
城里町	50

取手市	<u>189</u>
牛久市	123
つくば市	<u>271</u>
ひたちなか市	<u>246</u>
鹿嶋市	<u>98</u>
潮来市	72
守谷市	<u>95</u>
常陸大宮市	<u>139</u>
那珂市	105
筑西市	<u>218</u>
坂東市	89
稲敷市	<u>107</u>
かすみがうら市	87
桜川市	100
神栖市	133
行方市	91
銚田市	111
つくばみらい市	78
小美玉市	<u>89</u>
茨城町	<u>61</u>
大洗町	39
城里町	50

東海村	<u>62</u>
大子町	81
美浦村	<u>29</u>
阿見町	82
河内町	<u>23</u>
八千代町	50
五霞町	20
境町	<u>48</u>
利根町	44

東海村	<u>65</u>
大子町	81
美浦村	<u>28</u>
阿見町	82
河内町	<u>24</u>
八千代町	50
五霞町	20
境町	<u>47</u>
利根町	44

令和 4 年第 2 回定例会  
保健福祉医療委員会資料  
県出資団体等改革工程表

社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団	・・・・・・・・・・	2
-------------------	------------	---

令和 4 年 6 月 1 4 日  
福 祉 部

改革工程表2(年度別実行計画)

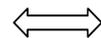
団体(会計)名及び部局・課名	(社福)茨城県社会福祉事業団	福祉部障害福祉課
改革遂行責任者	理事長、常務理事	福祉部長、障害福祉課長 総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
<p>【 1 今後の団体のあり方 】</p> <p>(1) 中期経営計画に基づく運営</p> <p>第3次中期経営計画に基づき、効果的・効率的な運営を行う。</p> <p>(2) 効果的・効率的な運営</p> <p>① 利用者ニーズに対応した適切なサービスの提供</p> <p>専門性の高い人材を育成するとともに、在宅者を含む障害者のニーズに対応した専門的かつ適切なサービスを提供する。</p> <p>② 一般管理費の削減</p> <p>本部事務局の事務費の毎年5%コストカット運動を推進する。</p>	あすなるの郷の指定管理期間(R1~R5年度)					
				募集要件等について検討	次期指定管理者の募集	
	第3次中期経営計画(計画期間:R1~R5年度)					
	第3次中期経営計画に基づく運営					
	経営委員会による評価・進行管理					
	[経営委員会による評価・進行管理の実施]	[経営委員会による評価・進行管理の実施]	[経営委員会による評価・進行管理の実施]		次期中期経営計画の策定	
	利用者の重度化・高齢化を踏まえ、専門性の高い人材の育成とともに利用者ニーズに対応した専門的かつ適切なサービスの提供					
	[先進施設への職員派遣や専門的分野の研修を実施するとともに、専門的かつ適切なサービスを提供]	[専門知識・技術習得のための研修を実施、利用者ニーズに合わせた専門的かつ適切なサービスを提供]	[専門性を高めるため、外部研修への職員派遣や専門研修を実施。在宅者向けの動画配信やリモート支援を行うなど、ニーズに応じたサービスを提供]			
	第3次中期経営計画に基づく削減【本部事務局の事務費について、毎年5%コストカット運動の実施】					
	[H30当初予算比5.0%減]	[R1当初予算比5.0%減]	[R2当初予算比5.0%減]			

改革工程表2(年度別実行計画)

改革方針	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>【2 県関与の見直し】</p> <p>○ 県費負担の適正化</p> <p>県立施設の役割を踏まえ、あすなろの郷の運営費における県費負担を抑制する。 (県費負担：4億4百万円(H26年度～))</p>	<p>県立施設の役割を踏まえ、効果的・効率的な運営</p>				
	[県費負担額3億30百万円]	[県費負担額2億66百万円]	[県費負担額3億72百万円]		
<p>【3 将来の課題への対応】</p> <p>○ 県立施設としての適正な運営規模の検討</p> <p>あすなろの郷の建て替えに当たり、引き続きセーフティネットの役割を果たすとともに、県立施設として適正な運営規模を検討する。</p>	<p>県立施設として適正な運営規模について検討</p>				
	[あすなろの郷整備調整会議の実施、建て替え整備計画作成]	[あすなろの郷再編整備に向けた調整・検討を継続実施。事業の一部を修正・見直し]	[あすなろの郷再編整備に向けた調整・検討を継続実施。]		
<p>【4 進行管理結果の公表】</p> <p>毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、(社福)茨城県社会福祉事業団及び県のホームページ等で公表する。</p>	<p>毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等において公表</p>				
	[R1.6月 県議会報告] [R1.6月 県ホームページ公表]	[R2.6月 県議会報告] [R2.6月 県ホームページ公表]	[R3.6月 県議会報告] [R3.6月 県ホームページ公表]		

[ ] は目標達成状況を表示



は改革期間及び推進事項を表示

## 令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【抜粋】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 4 日

福 祉 部

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 福祉部福祉政策課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等	
IV 監査の結果（個別） 第3 保健福祉部 2 福祉指導課 2-2-2 民生建物使用料  ○連帯保証人について 債務者の支払いが滞った場合、連帯保証人に対する回収手続をとらなければならない。	短期	○指摘事項に係る事実関係等 使用料の支払が滞った際に、連帯保証人に対しての納付指導依頼や催告等を行っていなかった。  ○問題点の整理等 債務者が滞納を速やかに解消できない場合には、連帯保証人に接触し、債権回収を図る必要がある。	滞納が発生し、債務者が速やかに滞納を解消できない場合には、連帯保証人からの回収手続をとることとした。	

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	福祉部福祉政策課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
<p>2-2-3 介護福祉士修学資金等貸付金</p> <p>○債権の調定について 返還計画調整中の者から、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届を早急に徴し、債権の調定を行うべきである。修学資金の貸与を受けた者が提出を行わない場合には、連帯保証人にも提出指導を依頼すべきである。</p>	<p>短期</p>	<p>○指摘に係る事実関係等 平成5年度～平成21年度において、介護福祉士等養成施設に在籍する学生を対象に、貸付を実施していた。 貸付金の返還事由が発生している可能性があるにもかかわらず修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届等必要書類（以下単に「修学資金返還計画書」という。）未提出の者が、令和3年3月31日時点で115人（全貸与者882人）。 収入の調定は、修学資金返還計画書の提出により確定した返還金の納期が到来するごとに行っているため、当該修学資金返還計画書未提出の115人の返還金については、未調定であった。</p> <p>○問題点の整理等 修学資金返還計画書を早急に徴し、必要に応じ収入の調定を行う必要がある。 また、連帯保証人には提出指導の依頼を行う必要がある。 なお、令和4年5月20日時点においては、修学資金返還計画書未提出（必要書類の一部を提出済の者を含む。）の者は、48人となっている。</p>	<p>修学資金返還計画書未提出の115人について、架電、通知、戸別訪問により業務従事状況等を確認し、修学資金返還計画書を徴収した結果、令和4年5月20日時点で、全額返還免除が35人、一部返還免除が13人、全額返還決定が19人となった。よって、一部返還免除の13人と全額返還決定した19人、合計32人については、順次調定を行った。 債務者が修学資金返還計画書を提出しない場合には、連帯保証人に対し、債務者への書類提出指導を6月10日までに文書にて依頼することとした。 こうした手順を踏んだ上で、なお修学資金返還計画書の提出がない場合、債務者及び連帯保証人に、7月までにあらかじめ全額返還請求を予告した上で、全額返還請求を行うこととした。</p>

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	
		担当部・課	
		福祉部障害福祉課	
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
<p>3 障害福祉課 2-3-2 損害賠償金（自立支援対策特別措置費）</p> <p>○債権の表記について 損害賠償金と補助金返還金では、債権種類や時効期間等の扱いが異なるため、表記を改めるべきである。</p>	<p>短期</p>	<p>○指摘事項に係る事実関係等 当該債権は、補助金に係る不正受給（平成30年3月刑確定）に関し、損害賠償請求を行っているもの。債務者に対する「損害賠償金」として請求しているにもかかわらず、催告書、督促状、債務者aから提出のあった債務保証書、債務承認書等においては、「補助金返還金」と表記されていた。</p> <p>○問題点の整理等 補助金返還金は公債権となり時効期間が5年となることから、損害賠償金は私債権となり時効期間が3年となることから、適正な表記に改める。</p>	<p>令和3年12月の督促状以降は、損害賠償金と表記を改めた。</p>

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 福祉部子ども政策局 青少年家庭課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等	
<p>5 青少年家庭課 2-5-2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金</p> <p>○連帯保証人への請求について 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。</p> <p>○法的措置について 法的措置をとらないまま時間が経過すると、債務者や連帯債務者の資産状況や健康状態にも変化が生じやすく、自己破産や死亡するケースも複数見受けられる。公平性の観点からも、悪質な債務者に対しては、早期に法的措置を検討すべきである。</p>	<p>短期</p> <p>短期</p>	<p>○指摘に係る事実関係等 主債務者の納付が長期間ないにもかかわらず、連帯保証人への催告が行われていないケースがあった。</p> <p>○問題点の整理等 連帯保証人への催告の手続きや各種様式など業務の統一化を図る必要がある。</p> <p>○指摘に係る事実関係等 長期間納付がないにもかかわらず、法的措置が行われていないケースが存在した。</p> <p>○問題点の整理等 法的措置の基準や手続きを明確にする必要がある。</p>	<p>当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、連帯保証人への催告の手続や各種様式など業務の統一化を図って、主債務者だけでなく連帯保証人にも催告を徹底することとした。</p> <p>令和3年7月に悪質な債務者に対する法的措置（支払督促）を実施し、債務名義の取得及び時効の中断を行った。 今後は管理マニュアルにおいて、法的措置（支払督促や訴えの提起等）の基準や手続を示し、悪質な債務者に対する速やかな法的措置を実施することとした。</p>	

【様式2】

令和3年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	福祉部障害福祉課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 意見への対応
<p>IV 監査の結果（個別）</p> <p>第3 保健福祉部</p> <p>3 障害福祉課</p> <p>2-3-2 損害賠償金（自立支援対策特別措置費）</p> <p>○強制執行について 納入の履行が行われない場合は、債務者 a 及び連帯保証人 b への強制執行も検討すべきである。</p>	<p>短期</p>	<p>○指摘事項に係る事実関係等 補助金に係る不正受給に関し、損害賠償請求を行い、一部納入があったが、6,000 千円および遅延損害金が未収債権となっている。 なお、債務者 a より令和3年5月17日付けで債務承認がなされたため、時効が更新されているが、令和4年1月5日以降、債務者 a と連絡不能となっている。</p> <p>○問題点の整理等 債務者 a からは分割納付による返済の意向が示されていたが、分割納付計画書の作成に至っていない。 上記の事実関係から、今後の納入の不履行が懸念される。</p>	<p>債務者 a の住所を特定するため、市町村へ公用請求を令和4年3月28日に実施した。 納入の履行が行われていないことから、債務者 a 及び連帯保証人 b に対して、茨城県財務規則に従って定期的な催告活動を行うとともに、年度内に法的措置へ移行し、強制執行の検討を進めることとした。</p>

## 令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【総括】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 4 日

福 祉 部

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		7	33	39	1			
第3 保健福祉部								
2 福祉指導課								
2-2-1 生活保護費返還金								
1	【意見】 生活保護費返還金発生の未然防止のため、被保護者に対する指導監督を徹底すべきである。		○	○		生活保護費返還金発生の未然防止のため、被保護者に対する指導監督の徹底を図ることとし、福祉事務所担当者会議等において具体的な取組について周知徹底した。	福祉政策課	99
2	【意見】 保護廃止となった者については、被保護者以上の債権管理に努めるべきである。また、令和元年度より実施している弁護士法人への債権管理業務委託等を活用して、各所での本来の生活保護業務に支障が出ないように一層配慮すべきである。		○	○		債務者のうち、保護廃止となった者について、弁護士法人への債権管理業務委託の活用を図りながら催告や訪問調査を実施するなど、福祉事務所の生活保護業務に支障が生じないように一層配慮しながら、適切な債権管理を行うこととした。	福祉政策課	99
3	【意見】 生活保護法第77条の2、第78条の2により、保護費との調整が可能である債務者に対しては、最低生活費に留意した上で、積極的に利用すべきである。		○	○		生活保護法第77条の2、第78条の2による保護費と返還金との調整が可能である債務者に対しては、最低生活費に留意した上で、当該調整規定を積極的に利用し、未収金の発生を極力抑えていくこととした。	福祉政策課	99
4	【意見】 現在返還中の者に対して、延滞金が賦課されることを通知すべきである。		○	○		現在返還中の者に対して、延滞金が賦課されることを通知することとした。	福祉政策課	100
5	【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		福祉事務所担当者会議等において、取扱要領の周知を行った。 また、事務の標準化を図るため、速やかにマニュアル類の整備を行い、研修会を10月末までに実施することとした。	福祉政策課	100
6	【意見】 強制徴収公債権（地方自治法第231条の3）及び非強制徴収公債権（地方自治法施行令第171条）は督促を行わなければならないが、督促状は納期限後20日以内に発しなければならない（茨城県財務規則第57条第1項）。また、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない（茨城県財務規則第60条第1項）。 特に、強制徴収公債権にとって督促は滞納処分の前提となるものであるから（地方自治法第231条の3第3項）、適切に処理できるよう管理すべきである。		○	○		納期限が経過した案件について、債務者に督促状を送付したほか、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない案件について、税外諸収入滞納処分執行調書の作成に必要な所在調査、財産調査等に着手した。 また、福祉事務所において所管する督促が必要な未収債権について、未収債権管理システムの活用により、福祉政策課においても進捗確認を行うこととした。	福祉政策課	100

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		7	33	39	1			
7	<p><b>【意見】</b> 債務者は、原則として生活保護法による被保護者であるか被保護者であった者であるため、返還事由が発生した場合でも、支給された保護費等を既に費消し資力を失っていることも多く、また、親族等の援助も困難であることから、その回収が困難となり不納欠損処理に至っているケースが多いことは理解できる。また、1件の金額が少額で法的措置まで行うことが適切でない事案もあるものと考えられる。しかしながら、公平性の観点からは、時効中断は積極的に検討すべきである。 また、平成30年10月以降に発生した生活保護法による返還金はすべて強制徴収公債権であるから、これらの未収債権については督促を行い、滞納処分をすべきか滞納処分が不適切な場合には滞納処分の執行停止をすべきかを判断するため、所在調査、財産調査等の適切な調査を行うべきである。</p>		○	○		<p>時効の完成に近い少額の未収債権についても、原則として、時効中断の手続をとることとした。 また、納期限が経過した強制徴収公債権について督促を行ったほか、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない案件について滞納処分の適否を判断するため、所在調査、財産調査等に着手した。</p>	福祉政策課	108
2-2-2 民生建物使用料								
8	<p><b>【意見】</b> 債務者は高齢でもあるため、定期的に接触し、分納の確実な履行と分納額の増額を依頼するべきである。</p>		○	○		<p>当該債務者に対し、電話や対面により定期的に接触することとした。 令和3年度においては分納が履行されており、令和4年1月から、分納額を増額した。 今後も当該債務者との接触を図りながら、分納の確実な履行と、分納額の更なる増額を図っていく。</p>	福祉政策課	111
9	<p><b>【指摘】</b> 今後、使用料の支払いが滞っている場合には、次年度は使用許可すべきではない。状況によっては使用許可の取消しを行うべきである。</p>	○		○		<p>現在、使用を許可している債務者において、使用料の滞納はない。 今後、使用料を滞納する債務者に対しては、督促等を適切に実施し、滞納が解消しない場合には、使用許可の取消しを含めた対応を行うこととした。</p>	福祉政策課	112
10	<p><b>【指摘】</b> 債務者の支払いが滞った場合、連帯保証人に対する回収手続をとらなければならない。</p>	○		○		<p>滞納が発生し、債務者が速やかに滞納を解消できない場合には、連帯保証人からの回収手続をとることとした。</p>	福祉政策課	112
11	<p><b>【意見】</b> 分納誓約を見直し、可能な限り期間を短縮するべきである。</p>		○	○		<p>令和4年2月から、分納額を増額した。 引き続き、債務者と接触を図り状況を把握しながら、分納額の更なる増額を図っていく。</p>	福祉政策課	112
2-2-3 介護福祉士修学資金等貸付制度元金								
12	<p><b>【指摘】</b> 返還計画調整中の者から、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届を早急に徴し、債権の調定を行うべきである。修学資金の貸与を受けた者が提出を行わない場合には、連帯保証人にも提出指導を依頼すべきである。茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第11条によれば、各号に該当した事由の生じた日の属する月の翌月から返還しなければならないとされており、不適切である。また、現在の状況は債権としての権利行使のできる日及び債権の履行期限が不確定な状態とも考えられるため、消滅時効及び延滞金計算の起算日も不明確となる懸念がある。</p>	○		○		<p>修学資金返還計画書等必要書類（以下単に「修学資金返還計画書」という。）未提出の115人について、架電、通知、戸別訪問により業務従事状況等を確認し、修学資金返還計画書を徴収した結果、令和4年5月20日時点で、全額返還免除が35人、一部返還免除が13人、全額返還決定が19人となった。よって、一部返還免除の13人と全額返還決定した19人、合計32人については、順次調定を行った。 債務者が修学資金返還計画書を提出しない場合には、連帯保証人に対し、債務者への書類提出指導を6月10日までに文書にて依頼することとした。 こうした手順を踏んだ上で、なお修学資金返還計画書の提出がない場合、債務者及び連帯保証人に、7月までにあらかじめ全額返還請求を予告した上で、全額返還請求を行うこととした。</p>	福祉政策課	117

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		7	33	39	1			
13	【指摘】 修学資金返還計画書を提出済みで、修学資金返還計画変更届の提出もなく、納付がない者については、速やかに連帯保証人へ納付指導の依頼を行い、それでも納付がない場合には、連帯保証人に対して催告を行うべきである。	○		○		連帯保証人へ納付指導の依頼を行っているところであり、それでも納付がない場合には督促を行い、督促における指定納期限までに履行がない場合には連帯保証人に対して催告を行うこととした。	福祉政策課	118
14	【意見】 当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者へも現時点での延滞利息の金額を示すことが望ましい。		○	○		令和4年度以降は、返済中の債務者に対し現時点の延滞利息の金額を通知することとした。 過去に発生した延滞利息についても、まずは徴収すべき延滞利息の確定に向けた手続を進め、債権回収を図ることとした。	福祉政策課	118
15	【意見】 督促を行った債権については、令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システムを活用し、適切な債権管理に努めるべきである。		○	○		令和3年7月までに発生し、督促を行った債権については、各債務者の納付状況を同システムに登録した。 令和4年度以降も引き続き督促を行った債権について登録し、適切な債権管理を図っていく。	福祉政策課	118
16	【意見】 上記の意見を踏まえ、現在、本制度の事業主体となっている茨城県社会福祉協議会に対する指導、監督に留意すべきである。		○	○		茨城県社会福祉協議会に上記の意見や指摘・意見に基づく措置等を共有するとともに、適切な債権管理をするよう指導、監督に留意することとした。	福祉政策課	118
3 障害福祉課								
2-3-2 損害賠償金（自立支援対策特別措置費）								
17	【指摘】 損害賠償金と補助金返還金では、債権種類や時効期間等の扱いが異なるため、表記を改めるべきである。	○		○		令和3年12月の督促状以降は、損害賠償金と表記を改めた。	障害福祉課	137
18	【意見】 納入の履行が行われない場合は、債務者a及び連帯保証人bへの強制執行も検討すべきである。		○	○		債務者aの住所を特定するため、市町村へ公用請求を令和4年3月28日に実施した。 納入の履行が行われていないことから、債務者a及び連帯保証人bに対して、茨城県財務規則に従って定期的な催告活動を行うとともに、年度内に法的措置へ移行し、強制執行の検討を進めることとした。	障害福祉課	137
2-3-3 診療報酬返還金								
19	【意見】 引き続き、収入調査や財産調査を行うとともに、他の自治体とも連携し、債権の回収及び保全に努めるべきである。		○	○		引き続き、再度の財産開示手続きも見据え、収入調査や財産調査を実施するとともに、他の自治体と連携し、本人の状況などを情報共有することとした。	障害福祉課	141
5 青少年家庭課								
2-5-1 児童措置負担金								
20	【意見】 債権管理マニュアルの内容を確実に周知するとともに、さらに実務に即した形式の事務要領等を作成し、各所での債権管理を容易に行えるようにすべきである。		○	○		令和4年3月に、債権管理マニュアルの内容を実務に即した形に改定した。 令和4年度以降も、定期的な事務担当者会議を行い、周知するとともに、債権管理に係るルールの一統化を図ることとした。	青少年家庭課	172
21	【意見】 納入誓約書の記載方法を見直し、適切な記入に努めるべきである。なお、当該債権は毎月発生債権であるため、滞納分の債権の時効管理に、納入誓約書は有効であるため、積極的に活用すべきである。		○	○		令和4年3月に改定した債権管理マニュアルにおいて、添付している納入誓約書の記載方法を見直し、各児童相談所に周知した。	青少年家庭課	172

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		7	33	39	1			
22	【意見】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。		○	○		債権管理マニュアルにおいて催告結果等を滞納整理票に記録することとしており、各児童相談所に対しては、改めて徹底することとした。	青少年家庭課	173
23	【意見】 履行期限どおり納入した者との公平性の観点から、延滞金を徴収すべきである。なお、現に返還中の者に対しても、延滞金が賦課されることを認識させ、早期の履行を促すためにも現時点での延滞金の金額を示すことが望ましい。		○	○		令和4年度以降は延滞金について、債務者へ通知して認識を促し、発生した延滞金の調定・徴収を徹底することとした。	青少年家庭課	173
24	【意見】 令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。また、未収債権管理システムがその運用になじまない場合には、現行の費用徴収システムの改修を検討すべきである。		○		○	当該債権は月ごとに調定するため、茨城県未収債権管理システムにはなじまないことから、債権管理に係る事務負担が軽減できる新システムの導入を検討していく。	青少年家庭課	173
25	【意見】 催告に応じない者については、児童及び扶養義務者との関係に留意しながら、財産調査等を行い、適切な法的措置を実施すべきである。		○	○		令和4年3月に改定した債権管理マニュアルにおいて、金額や期間による滞納整理基準を設けた。 各児童相談所に対して、この基準により、催告に応じない債務者への法的措置を実施するよう周知し、債権の保全に努めることとした。	青少年家庭課	179
26	【意見】 本債権は強制徴収公債権であるから、債務者と連絡が取れなくなった場合には、滞納処分の前提となる所在調査を速やかに行うべきである。		○	○		令和4年3月に茨城県住民基本台帳施行条例の一部改正を行い、県内住所であれば、住民基本台帳での検索を可能とした。 また、令和4年の地方分権改革提案により、全国の検索を可能とするよう働きかけた。 さらに、債務者と連絡が取れなくなった場合には、各児童相談所において、速やかに所在調査を実施することとした。	青少年家庭課	179
27	【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		担当者会議の中で、債権管理マニュアル（令和3年3月制定）の周知、税務担当職員等を講師とする研修会を実施し、債権管理に係るルールの一化を図ることとした。	青少年家庭課	179
28	【意見】 児童虐待に関する問題が増大する昨今、それに伴い児童相談所の職員の負担が増大していることが想像できる。そのような中で、当該債権については、扶養義務者に対し、児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収していると聞いている。児童虐待と費用の問題は別の問題とはいえ、同じ親権者に対し、同じく児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収することで、児童虐待の問題と絡まって感情的になることや、家庭再統合を目指すうえで徴収が困難なケースが多いと想像する。催告や納入誓約をさせること等により、粘り強く請求することも大事であるが、悪質なケースは滞納処分を積極的に検討することも、職員の負担軽減になるのではないかと考えられる。		○	○		債権管理マニュアルについて、担当者会議を複数回開催し、マニュアルの内容を検討するとともに、担当者会議の結果を踏まえ滞納処分に係る事務処理の内容等をさらに充実させ、令和5年3月までに改定することとした。	青少年家庭課	179
2-5-2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）								
29	【意見】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。		○	○		各県民センター及び福祉相談センターにおいて、催告等の記録を徹底することとした。	青少年家庭課	184

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		7	33	39	1			
30	【意見】 債務者間で不公平とならないよう、違約金についても、催告や徴収方法に関して統一した管理を行うべきである。違約金の未収金についても、元金と同様に債権管理されることが望ましい。		○	○		調定を行うべき債権を整理し、管理を徹底するとともに、既に権利の放棄基準を満たす債権については、令和4年度中に権利放棄及び不納欠損処理を行うこととした。 違約金の調定期間についても、令和4年10月から運用する当該債権の管理マニュアルの中で明確化し、適切な債権管理を行うこととした。	青少年家庭課	185
31	【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、債権管理に係るルールの統一化を図ることとした。	青少年家庭課	185
32	【意見】 督促状や催告は、時効を管理する上で重要な情報であり、時間が経過しても、誰が見ても分かるよう債権管理を徹底すべきである。		○	○		各県民センター及び福祉相談センターにおいて、催告等の記録を徹底することとした。	青少年家庭課	192
33	【指摘】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。	○		○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、連帯保証人への催告の受付や各種様式など業務の統一化を図って、主債務者だけでなく連帯保証人にも催告を徹底することとした。	青少年家庭課	192
34	【指摘】 法的措置をとらないまま時間が経過すると、債務者や連帯債務者の資産状況や健康状態にも変化が生じやすく、自己破産や死亡するケースも複数見受けられる。公平性の観点からも、悪質な債務者に対しては、早期に法的措置を検討すべきである。	○		○		令和3年7月に悪質な債務者に対する法的措置（支払督促）を実施し、債務名義の取得及び時効の中断を行った。 今後は管理マニュアルにおいて、法的措置（支払督促や訴えの提起等）の基準や手続を示し、悪質な債務者に対する速やかな法的措置を実施することとした。	青少年家庭課	192
2-5-4 児童扶養手当過払返還金								
35	【意見】 可能な限り納入期間を短縮するよう指導すべきである。なお、返還の発生の未然防止のため、受給者に対する指導監督に一層留意すべきである。		○	○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、県民センター等に対して、納入期間が長期間となっている債務者の償還計画の見直しや、受給者に対し資格喪失となる場合の説明を徹底するよう周知することとした。	青少年家庭課	208
36	【意見】 悪質な債務者に対しては、法的措置を検討すべきである。		○	○		令和3年第4回定例会にて、長期間納付の意思のない債務者に対する訴えの提起に係る議案を提出し、議決後、令和4年4月に訴訟を提起した。 今後も悪質な債務者については、法的措置を視野に入れた交渉を行うこととした。	青少年家庭課	209
37	【意見】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録すべきである。		○	○		各県民センター及び福祉相談センターにおいて、催告等の記録を徹底することとした。	青少年家庭課	209
38	【意見】 令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。		○	○		令和4年3月までに各債務者の納付状況を茨城県未収債権管理システムに登録し、青少年家庭課、各県民センター等との間で情報共有を図った。	青少年家庭課	209
39	【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、債務者への督促に係るルールの統一化及び法的措置（支払督促や訴えの提起等）に移行する基準等を明確化して、事務の標準化を図ることとした。	青少年家庭課	209

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		7	33	39	1			
40	【意見】 不納欠損処理すべき債権を放置すれば管理すべき未収債権が増大していくことになるから、速やかに不納欠損処理すべきである。		○	○		令和3年度に時効を経過した債権については、不納欠損処理を実施した。 今後も不納欠損処理をするべき債権については、速やかに処理を行うこととした。	青少年家庭課	216
		7	33	39	1			